

階 層	規程
分 類	基本規程
規 程 類 の 名 称	定款
所 管 部 署	経営企画担当部署
決 裁 権 限 者	株主総会
制 定 年 月 日	1979年3月8日
最 終 改 定 年 月 日	2026年5月18日

定 款

株 式 会 社 数 理 技 研

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社数理技研と称し、英文では、SURIGIKEN CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 数理科学並びに計算機応用技術に関する調査、研究、実地利用コンサルティング、出版及び教育
2. 計算機システム並びにプログラムの設計、開発及び販売
3. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営及び販売、保守並びに顧客へのサポート
4. コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発及び販売、保守並びに顧客へのサポート
5. コンピュータシステムの企画、制作、開発及び販売、保守並びにコンサルティング
6. インターネットを利用した各種情報提供サービス
7. デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売
8. インターネットに関する総合コンサルティング及び代理店業務
9. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
10. 動産及び不動産の賃貸業務
11. 広告または広告代理業務
12. 経営コンサルティング
13. 仮想通貨その他電磁的価値情報に関する業務
14. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりその招集を決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

- 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

- 第20条 取締役は、株主総会によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集及び議長）

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の決議方法）

- 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

- 第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監

査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
2 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

(役付取締役)

- 第26条 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役及び出席監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第32条 監査役は株主総会によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集）

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査役が記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

第41条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

（剰余金の配当）

第42条 当社は、株主総会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。

（中間配当）

第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

（配当の除斥期間）

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附 則)

第1条 変更案第4条（公告方法）の変更規定は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本附則第1条を削除する。

第2条 （削除）

第3条 変更案第15条（電子提供措置等）の新設規定は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本附則第3条を削除する。